

福岡地区水道企業団請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡地区水道企業団が発注する請負工事に係る成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の契約金額が250万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、災害復旧工事等の緊急工事、都市計画事業等における家屋等の移転工事又はその他の工事で企業長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、土木、建築、設備の工事種別に応じて、請負工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福岡地区水道企業団契約事務規程（昭和48年福企管理規程第6号。以下「規程」という。）第41条の規定により検査を行う者（以下「検査員」という。）
- (2) 規程第33条の規定により監督を行う者（以下「監督員」という。）
- (3) 監督員を任命した当該課長又はその命ずる者（以下「総括監督員」という。）

(評定の方法)

第5条 評定は、監督及び検査について、次に掲げる方法により、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- (1) 工事成績の採点は、工事成績評定審査項目・評定基準（別表-1）、工事成績評定採点基準表（別表-2）に基づき、監督員にあつては審査項目別運用表（監督員）（別紙-1）、総括監督員にあつては審査項目別運用表（総括監督員）（別紙-2）、検査員にあつては審査項目別運用表（検査員）（別紙-3）により評定するものとする。
- (2) 評定結果は、監督担当課にあつては工事成績評定表（監督担当課）（様式第1号）及び検査担当課にあつては工事成績評定表（検査担当課）（様式第2号）に記録するものとする。
- (3) 評定にあつては、施工プロセスのチェックリスト（別紙-4）を考慮するものとする。
- (4) 請負者は、工事における高度技術・創意工夫・社会性等に関し、当該工事における実施状況（様式第3号の1、様式第3号の2）を提出できるものとし、当該実施状況の提出があつた場合は評定にあつての考慮事項とするものとする。
- (5) 指定部分完成の場合は、監督員、総括監督員及び検査員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行うものとする。
- (6) 評定にあたり、評定者となる監督員、総括監督員又は検査員が2人以上の場合においては、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。

(評定の時期)

- 第6条 評定は、検査員にあつては部分払並びに指定部分完成及び完成の検査を実施したとき、監督員及び総括監督員にあつては指定部分完成及び完成したときに行うものとする。
- 2 検査に際し、手直し指示事項があつた場合、当該手直し工事が完了した後に再度の評定は行わないものとする。

(評定結果の報告等)

- 第7条 評定者は、評定を行ったときは、速やかに上司に報告するものとする。
- 2 評定者は、工事が完成したときは、遅滞なく、評定結果を取りまとめ、企業長に工事成績評定結果報告書(様式第4号)を提出するものとする。

(評定結果の通知、修正)

- 第8条 企業長は、前条第2項の規定による工事成績評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、評定結果を工事成績評定結果通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 第9条 評定者は、前条の通知後、当該評定を修正する必要があると認められる場合には、修正しなければならない。
- 2 企業長は、前項の規定による修正があつたときは、遅滞なく、その結果を工事成績評定結果通知書(様式第5号)により当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明要求等)

- 第10条 第8条又は前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定結果説明要求書(様式第6号)により、企業長に対して評定の内容について説明を求めることができる。
- 2 企業長は、前項の規定による説明を求められたときは、工事成績評定結果説明書(様式第7号)により回答するものとする。
- 3 企業長は、前項の回答を行う場合、別に定める福岡地区水道企業団工事成績評定委員会に意見を求めることができる。

(評定結果の公表)

- 第11条 第8条及び第9条第2項により通知を行った評定結果は、閲覧による方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約する請負工事について適用し、同日前に契約した請負工事については、なお従前の例による。